三好市公共工事標準請負契約約款に関する規則（令和2年三好市規則第25号）新旧対照表

改正前	改正後
（工程表及び請負代金内訳書）	（工程表及び請負代金法定福利費内訳書）
第3条　受注者は、発注者が別に定めるものを除くほか、この契約締結後7日以内に設計図書に基づいて工程表を作成し、これを発注者に提出し、その内容について発注者と協議をしなければならない。	第3条　受注者は、発注者が別に定めるものを除くほか、設計図書に基づいて工程表を作成し、これを発注者に提出し、その内容について発注者と協議をしなければならない。
2　発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対して請負代金内訳書（以下「内訳書」という。）の提出を求めることができる。	2　受注者は、この契約の締結の日（以下「契約日」という。）から14日（三好市の休日を定める条例（平成18年3月1日条例第2号）第1条第1項各号に掲げる日を除く。）以内に請負代金法定福利費内訳書（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費のうち受注者の負担する額その他必要な事項を記載した書類をいう。次項において同じ。）を作成し、これを発注者に提出し、その内容について発注者と協議をしなければならない。
3　工程表及び内訳書は、発注者及び受注者を拘束するものではない。	3　工程表及び請負代金法定福利費内訳書は、発注者及び受注者を拘束するものではない。
（契約の保証）	（契約の保証）
第4条　受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかの保証を付さなければならない。この場合において、第5号に掲げる保証については、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。	第4条　略
(1)～(4)　略	(1)～(4)　略
(5)　この契約による履行の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結	(5)　この契約による債務の不履行により生ずる損害を填補する履行保証保険契約の締結
2～7　略	2～7　略
（下請負人の制限等）	（下請負人の制限等）
第7条の2　受注者は、次の各号に掲げる届出の義務を履行していない	第7条の2　略

建設業者(建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第3項に規定する建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。)を下請負人としてはならない。	
(1)　略	(1)　略
(2)　厚生年金保険法(昭和29年法律第115条)第27条の規定による届出の義務	(2)　厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条の規定による届出の義務
(3)　略	(3)　略
2　略	2　略
3　受注者は、次の各号に掲げる場合には、発注者の請求に基づき、違約罰(以下「制裁金」という。)として、当該各号に定める額を発注者の指定する期限内に支払わなければならない。	3　略
(1)　略	(1)　略
(2)　社会保険等未加入建設業者が前項第2号に掲げる下請負人である場合において、同号イに定める特別の事情があると認められず、かつ、受注者が同号ロに定める期間内に確認書類を提出しなかったとき　当該社会保険未加入建設業者がその注文者と締結した下請契約の最終の請負代金額の100分の5に相当する額	(2)　社会保険等未加入建設業者が前項第2号に掲げる下請負人である場合において、同号イに定める特別の事情があると認められず、かつ、受注者が同号ロに定める期間内に確認書類を提出しなかったとき　当該社会保険等未加入建設業者がその注文者と締結した下請契約の最終の請負代金額の100分の5に相当する額
(工事関係者に関する措置請求)	(工事関係者に関する措置請求)
第12条　略	第12条　略
2　略	2　略
3　受注者は、前2項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果の請求を受理した日から10日以内に発注者に通知しなければならない。	3　受注者は、前2項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果の請求を受けた日から10日以内に発注者に通知しなければならない。
4・5　略	4・5　略
(監督員の立会い及び工事記録の整備等)	(監督員の立会い及び工事記録の整備等)
第14条　略	第14条　略

2　略	2　略
3　受注者に、前2項の規定により必要とされる監督員の立会い又は見本検査を受けるほか、発注者が特に必要があると認めて設計図書において見本又は工事写真等の記録を整備すべきものと指定した工事材料の調合又は工事の施工をするときは、設計図書で定めるところにより当該見本又は工事写真等の記録を整備し、監督員の要求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。	3　受注者は、前2項の規定により必要とされる監督員の立会い又は見本検査を受けるほか、発注者が特に必要があると認めて設計図書において見本又は工事写真等の記録を整備すべきものと指定した工事材料の調合又は工事の施工をするときは、設計図書で定めるところにより当該見本又は工事写真等の記録を整備し、監督員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。
4～6　略	4～6　略
（支給材料及び貸与品）	（支給材料及び貸与品）
第15条　略	第15条　略
2・3　略	2・3　略
4　受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品に種類、品質又は数量に関しこの契約の内容に適合しないこと（第2項の検査により発見することが困難であったものに限る。）などがあり使用に適当でないと認めたときは、その旨を直ちに監督員に通知しなければならない。	4　受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品に種類、品質又は数量に関しこの契約の内容に適合しないこと（第2項の検査により発見することが困難であったものに限る。）などがあり使用に適当でないと認めたときは、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。
5～7　略	5～7　略
8　受注者は、支給材料及び貸与品を善良な管理者の注意をもって保管しなければならない。	8　受注者は、支給材料及び貸与品を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
9～11　略	9～11　略
（工事用地の確保）	（工事用地の確保）
第16条　略	第16条　略
2　略	2　略
3　工事の完成、設計図書の変更等によって工事用地等が不用となった場合において、当該工事用地等に受注者が所有し、又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有し、	3　工事の完成、設計図書の変更等によって工事用地等が不用となった場合において、当該工事用地等に受注者が所有し、又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有し、

又は管理するこれらの物件を含む。)があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、当該工事用地等を修復し、取り片づけて、発注者に明け渡さなければならない。	又は管理するこれらの物件を含む。以下この条において同じ。)があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、当該工事用地等を修復し、取り片づけて、発注者に明け渡さなければならない。
4・5　略	4・5　略
(賃金水準又は物価水準の変動に基づく請負代金額の変更)	(賃金水準又は物価水準の変動に基づく請負代金額の変更)
第26条　略	第26条　略
2・3　略	2・3　略
4　第1項の規定による請求は、この条の規定により請負代金額の変更を行った後再度これを行うことができる。この場合における第2項の規定の適用については、同項中「請負契約締結の日」とあるのは「直前のこの条に基づく請負代金額変更の基準とした日」とするものとする。	4　第1項の規定による請求は、この条の規定により請負代金額の変更を行った後再度これを行うことができる。この場合における同項の規定の適用については、同項中「請負契約締結の日」とあるのは「直前のこの条に基づく請負代金額変更の基準とした日」とするものとする。
5～8　略	5～8　略
(第三者に及ぼした損害)	(第三者に及ぼした損害)
第29条　略	第29条　略
2　前項の規定にかかわらず、工事の施工に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を生じたときは、発注者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち工事の施工につき受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものは、受注者が負担する。	2　前項の規定にかかわらず、工事の施工に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を生じたときは、発注者がその損害を負担しなければならない。ただし、その損害のうち工事の施工につき受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものは、受注者が負担する。
3　略	3　略
(請負代金の支払)	(請負代金の支払)
第33条　略	第33条　略
2　略	2　略
3　発注者がその責めに帰すべき理由により前条第2項の期間内に検	3　発注者がその責めに帰すべき理由により前条第2項の期間内に検

査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間(以下「約定期間」という。)の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。	査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間(以下この項において「約定期間」という。)の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。
(前金払及び中間前金払)	(前金払及び中間前金払)
第35条　略	第35条　略
2・3　略	2・3　略
4　受注者は、第1項の規定により前払金の支払を受けた後、保証事業会社と中間前払金に関し、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする保証契約を締結し、発注者に対してその保証証書を寄託して、請負代金額の10分の2以内の前払金の支払を請求することができる。この場合においては、前項の規定を準用する。	4　受注者は、第1項の規定により前払金の支払を受けた後、保証事業会社と中間前払金に関し、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする保証契約を締結し、発注者に対してその保証証書を寄託して、請負代金額の10分の2以内の中間前払金の支払を請求することができる。この場合においては、第2項の規定を準用する。
5・6　略	5・6　略
7　受注者は、請負代金額が著しく減額された場合において、受領済の前払金額が減額後の請負代金額の10分の5(第3項の規定により中間前払金の支払を受けているときは、10分の6)を超えるときは、請負代金額が減額された日から30日以内に、その超過額を発注者に返還しなければならない。	7　受注者は、請負代金額が著しく減額された場合において、受領済の前払金額が減額後の請負代金額の10分の5(第4項の規定により中間前払金の支払を受けているときは、10分の6)を超えるときは、請負代金額が減額された日から30日以内に、その超過額を発注者に返還しなければならない。
8　略	8　略
9　発注者は、受注者が第6項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、この契約の締結の日(以下「契約日」という。)における政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項に規定する財務大臣が決定する率(以下「契約日における財務大臣が決定する率」という。)を乗じて得た額の遅延利息の支払を請求することができる。	9　発注者は、受注者が第7項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項に規定する財務大臣が決定する率(以下「契約日における財務大臣が決定する率」という。)を乗じて得た額の遅延利息の支払を請求することができる。

（発注者の催告によらない解除権） 第45条　発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。 (1)　略 (2)　第5条第4項に規定に違反して譲渡により得た資金を当該工事の施工以外に使用したとき。 (3)～(11)　略 (12)　受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員を含む。以下この号及び第52条第1項において同じ。）が、この契約に関して次のいずれかに該当するとき。 イ　公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。 ロ　公正取引委員会が、受注者にあって違反行為があったとして独占禁止法第62条第1項に規定する納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。 ハ　受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。）が、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の罪を犯し、刑に処せられたとき。	（発注者の催告によらない解除権） 第45条　発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。 (1)　略 (2)　第5条第4項の規定に違反して譲渡により得た資金を当該工事の施工以外に使用したとき。 (3)～(11)　略 (12)　受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員を含む。以下この号及び第52条第1項において同じ。）が、この契約に関して次のいずれかに該当するとき。 イ　公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。 ロ　公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして独占禁止法第62条第1項に規定する納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。 ハ　受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。）が、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の罪を犯し、刑に処せられたとき。